

9月号



どろんこだより

残暑が厳しく感じる日が続いているが、虫の奏でる音色が涼しさを感じさせる季節がもうすぐそこまでやってきています。9月は自然に触れて体験するには一年の中でももってこいの季節です。雨でない日は毎日散歩に出かけ、秋の自然を肌で感じながら、子どもたちの主体性を大切に一日一日過ごしてまいります。

9月のうた

- ♪山の音楽家
- ♪大きくなりの木の下で
- ♪まつぼっくり
- ♪やきいもグーチーパー

9月のさくらさくらんぼリズム

- ♪ウサギ
- ♪ギャロップ
- ♪かめ
- ♪貨物列車
- ♪とんぼ

8月の畠仕事報告



トマトの収穫

大豆のさや剥き

畠を綺麗にしたよ

8月の活動報告



寒天作りをしたよ

仲良しあわ組さん

虫を捕まえられたよ



「蝉さん逃げないで！」



「だるまさんが転んだ！」



製作中

9月の予定

| | | |
|-----|---|--|
| 1日 | 金 | 商店街ツアー@朝霞警察署志木駅東口交番/交通安全教室(3-4-5歳児) |
| 2日 | 土 | |
| 3日 | 日 | |
| 4日 | 月 | 畠仕事・移動保育(バス)@宗岡第4農園/担任音楽指導/畠仕事(徒歩)@志木小学校屋上園庭 利用者アンケート終了/スタッフ検便投函/錢湯(バス)@浩乃湯/ボディペインティング |
| 5日 | 火 | 担任のびのび指導 |
| 6日 | 水 | 畠仕事(徒歩)@志木小学校屋上園庭/畠仕事・移動保育(バス)@宗岡第4農園/担任体育指導 |
| 7日 | 木 | 商店街ツアー@志木郵便局 |
| 8日 | 金 | |
| 9日 | 土 | |
| 10日 | 日 | 畠仕事・移動保育(バス)@宗岡第4農園/担任音楽指導/畠仕事(徒歩)@志木小学校屋上園庭 |
| 11日 | 月 | 青空保育@中道公園 |
| 12日 | 火 | 担任のびのび指導 |
| 13日 | 水 | 畠仕事(徒歩)@志木小学校屋上園庭/畠仕事・移動保育(バス)@宗岡第4農園/課外稻刈り/担任体育指導 避難訓練/課外稻刈り/バス遠足@晴:徳丸が原公園 雨:新座児童センター(3-4-5歳児)/徒步遠足@富士塚公園(0-1-2歳児)/商店街ツアー@石栄石材店 |
| 14日 | 木 | |
| 15日 | 金 | |
| 16日 | 土 | |
| 17日 | 日 | |
| 18日 | 月 | |
| 19日 | 火 | シニア交流@カインドケア志木 |
| 20日 | 水 | 身体測定/担任のびのび指導 |
| 21日 | 木 | 畠仕事(徒歩)@志木小学校屋上園庭/畠仕事・移動保育(バス)@宗岡第4農園/担任体育指導/園会議 |
| 22日 | 金 | 商店街ツアー@長崎亭/園会議 |
| 23日 | 土 | |
| 24日 | 日 | |
| 25日 | 月 | 写真販売/畠仕事・移動保育(バス)@宗岡第4農園/衛生管理点検/担任音楽指導/畠仕事(徒歩)@志木小学校屋上園庭 |
| 26日 | 火 | きなこおにぎり作り |
| 27日 | 水 | 担任のびのび指導/誕生日会(0～5歳児) |
| 28日 | 木 | 畠仕事(徒歩)@志木小学校屋上園庭/畠仕事・移動保育(バス)@宗岡第4農園/担任体育指導 |
| 29日 | 金 | 商店街ツアー@いろは遊学館 |
| 30日 | 土 | 運動会※下記欄外参照 |
| | | ■業計画 植え付け: ブロッコリー・大根/収穫: 人參 |

＜点検報告＞

- ✓ 8月12日に避難訓練、8月25日に衛生管理点検を実施しました。
- ✓ 9月15日に避難訓練、9月25日に衛生管理点検を実施予定です。
- ✓ 9月30日の運動会は、10月21日に変更になります。

日本は今まさに“インクルーシブ保育”へ向けて動き始めています

私たちは2014年に発達支援事業部を創設し、10年間にわたって認可保育所と児童発達支援施設の“一つ屋根の下完全併設施設”的開設・運営に注力してきました。私たちが定義する“完全併設”とは、「認可保育所と児童発達支援施設の双方の子どもが交わって生活し、双方のスタッフが双方の子どもを育て支援する姿」を意味しています。ところが、これまでの「認可保育所と児童発達支援施設の双方の子どもが交わってはいけない」「スタッフが双方支援してはならない」という日本の法の下では、私たちがやってきたことは相反することであり、行政から「一緒に散歩へ出ないように」と指導を受けたこともあります。こうした背景を受け、これまでの日本には「同じ敷地に隣りあわせて施設が建っているが入口も生活スペースも別々である施設」が幾らかはあったものの「完全併設施設」は前例が無く、市区議会における認可保育所と障害者施設の予算の出どころも異なる施設の立上げは障壁の連続でした。2021年以降、私たちは「形式的ではなく、実質的インクルーシブを行うための制度の創設」「施設要件の緩和・区画壁の撤去」を求め内閣府大臣政務官や内閣府規制改革推進室との意見交換を重ねてきました。ちょうど時同じく、昨年9月9日に国連が日本政府に対し「障害のある子どもにインクルーシブ教育の権利を」という勧告を発出。11月30日に厚労省は「双方の子の交流OK」「スタッフの双方支援OK」へと省令を改正しました。「障害がある子を守る福祉」から「親が居なくても自分の足で歩んでゆくための福祉」へ～私たちは走り続けてまいります。